

平成28年度 京都市立西京極中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 基本的施策

(1) 本校におけるいじめ防止の具体的取組

学校活動全般におけるいじめ防止

- ・授業や学級活動、取組行事を通して、すべての生徒にやりきらせる目標にし、その成果を認め、生徒が自己有用感を持ち、さらなる活動に取り組めるような指導を目指していく。

授業改善の充実

- ・京都市独自の「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」に基づく授業計画を作成し、その計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫する。
- ・各学年で指導すべきねらいを明確にし、基礎的・基本的な学習の定着を目指す。「自分にもわかる」「自分にもできる」という自己達成感を持たせるために、生徒一人ひとりの学習状況を把握し授業を展開していく。また、生徒が落ち着いて学習できる授業における環境作りを行う。そして課題や表現の多様化、興味関心を膨らませるようなアプローチの仕方を研修するために、互いの授業に自由に参観できるような体制を作り、教科会や研修会でさらなる授業改善に取り組む。さらに常に授業の資質向上を目指し、公開授業週間や校内授業研究、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

道徳教育の充実

- ・生徒の道徳的実践力を育むため、道徳推進教師、道徳教育主任を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため年数回、生徒の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、研究授業週間で道徳の授業を行い、教職員の指導の向上を目指し、生徒の自覚や態度、資質や能力を育む。
- ・生徒にコミュニケーションスキルを身につけさせることにより、自分と他人との関係をより強固なものとし、社会集団の中での自己表現、他人理解を深めていく。

体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
- ・各取組行事において、生徒一人ひとりに役割を与え、それをやりきらせることによって、「自分にもできた」「自分も役に立つことができる」という自己有用感を感じさせ、新たなることに挑戦していく生徒を育成していく。そして自分の役割を認識することにより、集団としての活動を強化し、集団の中の自己と他人関係を認め、他人との協力、関わりを通じて、自分を大切にし、他人を大切にする意識を定着させる。

生徒会活動を中心とした生徒が自主的に行う活動の支援

- ・生徒会活動や学年の活動を通じ、生徒が主体的・自主的に取り組む活動を支援していく。その活動を通じ、集団としての楽しさを体感させ、集団として資質を向上させ、生徒一人ひとりがいじめをやるさない姿勢を身につけることにより、集団としてのいじめに取り組む姿勢を身につけさせる。
- ・生徒自身による啓発や活動を支援し、生徒が自主的にいじめを解決する姿勢を身につけることを目的とする指導を展開していく。

生徒の啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、生徒に周知し、生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく生徒会アンケートを実施し、生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

保護者の啓発

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

その他

- ・学校評価アンケートを行い、結果を分析し、本校の実態に応じた課題解消のための対策を講じる。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・日常の生徒観察の場において、特に登校時間、休み時間、昼食時間、清掃時間を大切にし、生徒とともに活動することによって、生徒の些細な変化を見逃さず、実態把握に努める。また、学級担任、教科担任、部活動顧問、養護教諭などと常に情報を共有し、速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思ってきたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。
- ・日常の生徒観察に加え6月に校区内小学校共通で実施する生活・学習アンケートやクラスマネジメントシート（わたしのクラスアンケート　わたしの毎日アンケート）を年3回（3年生は2回）実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回の教育相談週間を設定し、クラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3) 教職員の資質向上

- ・日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。
(※国立教育政策研究所作成の「いじめに関する校内研修ツール」を活用)
- ・定期的に生徒観察の視点点検（チェックシートの実施）を行い教職員相互で補完する。
- ・校外研修への参加を推進し、様々な実態を理解し、指導法を学ぶことで教職員一人ひとりの指導力向上を目指す。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用的禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・京都府警本部や携帯会社と連携し、「ケータイ教室」を実施する。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人へ中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の生徒同士の関わりの中に適宜介入し、生徒のソーシャルスキルの向上に努め、生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会

[実施予定] 1ヶ月に1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構成員] 校長 教頭 指導教諭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 養護教諭
スクールカウンセラー

- [内容]
- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に生かす。
 - ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
 - ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら組織で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う

生徒指導委員会

[実施予定] 週1回

[構成員] 校長 教頭 指導教諭 教務主任 生徒指導主事 各学年主任 補導主任 養護教諭
スクールカウンセラー

- [内容]
- ・すべての生徒指導活動において、各学年の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い、検討し、指導に生かす。
 - ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
 - ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。

(2) いじめに対する措置

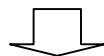
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

組織的ないじめ対応の流れ

いじめの予防

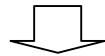
- 校内指導体制の確立
- 生命尊重と人権尊重の態度の育成
- 生徒会活動を通じた自己指導力の育成
- 非行防止教室、ケータイ教室の実施
- 家庭・地域・関係機関との連携強化

いじめの情報



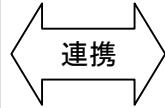
情報を集める

- 教職員、生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める
- いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める



指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組む
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)



関係機関



子どもへの指導・支援

- いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人々等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる
- いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

保護者と連携する

- つながりの教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う



今後の対応

- 継続的な指導・支援を行う。
- スクールカウンセラー等の活用も含めた心のケアを行う。
- 随時、指導・支援体制に修正を加え、組織により適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。

4 重大事態への対処

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 年間計画（予定）

- ・いじめの防止等、生徒の健全育成に向けた取組を次掲の計画に基づき実施する。ただし、年度途中

に計画の見直しを行う場合もある。

| 月 | 西京極中学校の年間取組 | | | |
|----|--|-----------------------------|--------------------|-----------------------|
| | 学級作り・生徒会 | 授業改善・道徳教育 | 啓発活動 | 会議等 |
| 4 | 防止対策 ・学級開き ・生徒集会 ・生徒会オリエンテーション ・修学旅行取組 | ・授業の決まり ・道徳『1-(1)』 | ・地域生徒指導連絡協議会 | ・生徒指導委員会 ・生徒指導研修会 |
| | 早期発見 ・家庭訪問週間 | | | |
| 5 | 防止対策 ・休日参観 | ・道徳『2-(2)』 | | ・生徒指導委員会 ・生徒指導研修会 |
| | 早期発見 ・家庭訪問週間 ・いじめに関する記名アンケート① | | | |
| 6 | 防止対策 ・生徒総会 ・生活・学習アンケート ・校外学習取組 | ・公開授業週間 ・校内授業研究 ・人権学習 | | ・生徒指導委員会 ・人権学習研修会 |
| | 早期発見 ・教育相談 ・クラスマネージメント① | | | |
| 7 | 防止対策 | ・サマースタディー | ・ケータイ教室 ・非行防止教室 | ・生徒指導委員会 ・いじめ対策委員会 |
| | 早期発見 ・保護者懇談 | | | |
| 8 | 防止対策 ・夏季休業 | | | ・夏季研修会 |
| | 早期発見 ・随時家庭訪問 | | | |
| 9 | 防止対策 ・体育大会 | ・道徳『3-(3)』 | ・チャレンジ体験学習 | ・生徒指導委員会 ・支部授業研修会 |
| | 早期発見 | | | |
| 10 | 防止対策 ・文化祭 ・校外学習取組 | | | ・生徒指導委員会 ・人権学習研修会 |
| | 早期発見 ・いじめに関する記名アンケート② | | | |
| 11 | 防止対策 ・生徒会アンケート | ・人権学習 ・公開授業週間 ・校内授業研究 | ・家庭地域教育学級 | ・生徒指導委員会 |
| | 早期発見 ・教育相談 ・クラスマネージメント② | | | |
| 12 | 防止対策 ・保護者懇談会 | | | ・生徒指導委員会 |

| | | | | | |
|---|------|-----------------------------|------------|--------------|-----------------------|
| | | ・冬季休業 | | | ・いじめ対策委員会 |
| | 早期発見 | | | | |
| 1 | 防止対策 | ・ファイナンスパーク学習 | ・道徳『1-(5)』 | | ・生徒指導委員会 |
| | 早期発見 | | | | |
| 2 | 防止対策 | | | ・地域生徒指導連絡協議会 | ・生徒指導委員会 ・いじめ対策委員会 |
| | 早期発見 | ・ | | | |
| 3 | 防止対策 | ・学級まとめ ・3年生を送る会 ・球技大会 | | | ・生徒指導委員会 |
| | 早期発見 | | | | |